

2022年シンガポール予算案

税制改正の概要

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 予算案の概要	1
II. 法人税	1
1. 法人税の税率と税額控除	1
2. 認定されたロイヤルティー優遇税制（Approved Royalties Incentive, ARI）の延長と拡充	1
3. 総合投資償却（Integrated Investment Allowance, IIA）の失効	2
4. 保険会社の法人税計算の基礎となる数値を財務諸表から MAS 法定申告書に変更	2
III. 優遇税制	2
1. 認定された海外ローン制度（Approved Foreign Loan, AFL）の延長	2
2. 免税対象となる適格ファンドの投資（Designated Investments, DI）対象範囲の拡充	2
3. 金融業を対象とした源泉税免除の延長・合理化	3
4. オペレーティング・リース契約に基づくコンテナ・リース料の支払いに対する源泉税免除の延長	3
5. ファイナンス・リース契約に基づく船舶およびコンテナ・リース料の支払いに対する源泉税免除の延長	4
6. 航空機リース制度（Aircraft Leasing Scheme, ALS）の延長	4
IV. 個人所得税	4
1. 個人所得税の税率	4
2. 非居住調停専門家および非居住仲裁専門家に対する源泉税免除の延長	5
V. Goods and Services Tax (GST)	5
1. GST 税率	5
2. 旅行手配サービスに係る GST ゼロ・レート課税（免税）の判定基準の変更	5
VI. 不動産税	6
VII. その他	6
1. 小規模ビジネス助成金（Small Business Recovery Grant：SBRG）	6
2. 雇用促進助成金（Jobs Growth Incentive：JGI）の延長	7
3. 累進給与補助金制度（Progressive Wage Credit Scheme：PWCS）の導入	7
4. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund：CPF）拠出率の上昇および雇用者の負担軽減策	8
5. 外国人労働者政策	9
(1) Employment Pass（EP）保持者と S Pass 保持者の最低給与の引き上げ	9
(2) 外国人雇用税（Foreign Worker Levy：FWL）の改定	10
6. IRAS による企業関連情報の開示	11

2022年シンガポール予算案（税制改正）の概要

I. 予算案の概要

2022年2月18日、ローレンス・ウォン財務相により、2022年度（2022年4月～2023年3月）予算案が発表された。GSTと居住用不動産税については、2023年1月と2024年1月に2段階による引き上げ、個人所得税の税率については、2023年（2024賦課年度）より、高所得者層（年間50万Sドル超の所得者層）の増税が提案された。一方、法人所得税について、BEPS 2.0に基づく一定規模以上の多国籍企業への最低法人税率（15%）の導入に対して、シンガポール政府としての対応が注目されていたが、現段階では、検討中のため、法人税率は現行の17%で据え置かれた。

法人税率、源泉税率に変更はなく、特定業種を対象とした優遇税制の延長・拡充等が提案されている。また、新型コロナウイルスの感染拡大による打撃が大きい産業に対する支援策として、一時的な助成金が含まれている。

・税務当局（Inland Revenue Authority of Singapore：IRAS）：

2022年予算案、税制改正の概要「[Budget 2022 - Overview of Tax Changes and Enterprise Disbursements](#)」

II. 法人税

1. 法人税の税率と税額控除

法人税率は2010賦課年度より17%で変更なく、免税枠について、2020賦課年度より最初の1万Sドルは75%、次の19万Sドルは50%が適用されている。キャッシュフロー改善等を目的とした税額控除は、提案されなかった。BEPS 2.0に基づく一定規模以上の多国籍企業への最低法人税率（15%）の導入については、世界の状況を注視し、産業界と協議しながら検討を続けるというシンガポール政府の対応方針が発表された。

2. 認定されたロイヤルティー優遇税制（Approved Royalties Incentive, 以下ARI）の延長と拡充

ARIでは、シンガポール国内での事業活動を目的として、最先端技術やノウハウを提供する非居住者に認定されたロイヤルティー、技術支援料、研究開発費を支払う場合、源泉税の免除、または優遇税率が適用されている。ARIは、契約書毎に認定を受けることになっており、2023年12月31日に失効する。

企業が新技術やノウハウを活用して、現地従業員の技能開発や事業成長の機会を獲得することを奨励するため、ARIは、2028年12月31日まで延長され、活動に焦点を当てたアプローチに基づく複数のロイヤルティー契約書が対象となるように簡素化される。

詳細は、EDBより2022年6月30日までに公表予定である。

3. 総合投資償却 (Integrated Investment Allowance, 以下 IIA) の失効

シンガポールの国際拠点化を加速するため、海外に設置する生産設備のために発生した適格資本支出に対し、税務上の減価償却 (Capital Allowance) とは別に IIA が適用されていた。優遇税制の一連の見直しに伴い、IIA は、適用期限の 2022 年 12 月 31 日で失効することになった。

4. 保険会社の法人税計算の基礎となる数値を財務諸表から MAS 法定申告書に変更

保険会社は、シンガポール会計基準に従って作成された財務諸表に基づき、法人税の計算書を作成するのが一般的である。

FRS104 号が廃止され、保険契約に係る新会計基準 FRS117 が、2023 年 1 月 1 日以降に開始の会計年度より適用されることにより、課税の基礎となるものに不確実性が多く伴うことから、保険会社は、財務諸表の代わりに MAS 法定申告書に基づき税務計算書を作成するよう、ルールを改正することが公表された。当該変更は、12 月 31 日が決算期末日の保険会社は、2024 賦課年度より、それ以外の保険会社は、2025 賦課年度より適用される。

詳細は、IRAS より 2022 年 9 月 30 日までに公表予定である。

III. 優遇税制

1. 認定された海外ローン制度 (Approved Foreign Loan, 以下 AFL) の延長

AFL は、シンガポール国内での事業活動で使用する生産設備への投資を奨励する目的で導入された。本制度では、生産設備購入のための海外からのローンに対する利息の支払時の源泉税の免除、または軽減税率が適用される。AFL は、2023 年 12 月 31 日に失効する予定である。

シンガポール国内における生産設備への投資を引き続き奨励するため、本制度の適用期限を 2028 年 12 月 31 日まで延長することが提案された

2. 免税対象となる適格ファンドの投資 (Designated Investments, 以下 DI) 対象範囲の拡充

シンガポールにおいてファンド・マネージャーが運用する適格ファンドは、一定の要件を満たした場合、DI から生じる特定の所得が免税となっている。適格ファンドは、所得税法 第 13D 条、第 13O 条および第 13U 条で規定されている。

現行ルールでは、DI は以下の要件を満たした現物商品が対象である。

- a) 現物商品取引は、デリバティブ商品取引に付随しなければならない。
- b) 現物商品の取引量は、現物商品と関連商品デリバティブの取引量合計の 15%までとする。

シンガポールにおける資産運用を促進するため、2022年2月19日以降、DIに係る現物投資貴金属に対する要件が、以下のとおり拡充される。

- a) 付随要件が削除されるため、現物貴金属への投資は、デリバティブ貴金属の取引に付随する必要はなくなる。
- b) 所得税法 第13D条、第13O条および第13U条の恩恵を受けるためには、投資ポートフォリオ合計に占める現物商品の保有比率の上限が5%に改定される。

詳細は、MASより2022年5月31日までに公表予定である。

3. 金融業を対象とした源泉税免除の延長・合理化

居住者または、シンガポールに恒久的施設を有する事業者が、利子の支払いを行う場合、源泉税15%が適用される。金融機関による各種支払いに対して、一連の源泉税免除が認められている。

以下の支払いに対する源泉税免除は、2022年12月31日に失効する予定である。

- a) シンガポールのスワップ取引相手が、シンガポールドル債証券の発行体に対して、クロス通貨スワップ取引に基づき行う支払い
- b) 認定された取引所、決済所、およびその会員が、すべてのデリバティブ契約に基づいて行うマージン預金の利払い
- c) 特定の機関が証券貸付または再購入契約に基づいて行う特定の支払い
- d) MASが金利または通貨スワップ取引に基づき行う支払い
- e) 金融機関が金利または通貨スワップ取引に基づき行う支払い

金融業の競争力強化を支援するため、上述のa)からd)に対する源泉税免除は、2026年12月31日までに締結された契約に基づく支払いが対象になるよう延長されることが公表された。上述のe)については、既存の店頭金融デリバティブに係る支払いに対する源泉税免除の対象範囲であるため、2022年12月31日で失効する。

4. オペレーティング・リース契約に基づくコンテナ・リース料の支払いに対する源泉税免除の延長

商品の海上輸送を目的とした適格コンテナの使用に係るオペレーティング・リース料を、非居住者の貸し手に支払う場合、源泉税が免除されている。当該免除は、2022年12月31日に失効する予定である。

コンテナに対する国内の需要に対応するため、当該免除の適用期間は、2027年12月31日より前に締結されたオペレーティング・リース契約に基づくコンテナ・リース料が対象となるよう延長されることが公表された。

5. ファイナンス・リース契約に基づく船舶およびコンテナ・リース料の支払いに対する源泉税免除の延長

海運業インセンティブ（Maritime Sector Incentive, MSI）の適用対象法人がファイナンス・リース契約に基づいて船舶およびコンテナ・リース料を支払う場合、源泉税は免除されている。当該免除は、2023年12月31日に失効する予定である。

シンガポールが国際的な海運拠点としての発展をさらに推進するため、当該免除の適用期間は、2028年12月31日までに締結されたオペレーティング・リース契約に基づくコンテナ・リース料が対象となるよう延長されることが公表された。

6. 航空機リース制度（Aircraft Leasing Scheme, 以下 ALS）の延長

認定された航空機の貸し手および航空機投資マネージャーは、ALS の下、以下の税制優遇措置を受けることができる。

- a) 認定された航空機の貸し手は、所得税法 第 43N 条で規定された航空機、または航空機エンジンのリースおよび適格付随活動より生じた所得に対して、優遇税率 8%が適用される。
- b) 認定された航空機マネージャーは、所得税法 第 43O 条の下、認定された航空機の貸し手の管理および適格活動から生じる所得に対して、優遇税率 10%が適用される。
- c) 一定の要件を満たす場合、認定された航空機貸し手が、航空機または航空機エンジンの購入の資金調達を目的として、2022年12月31日まで締結した適格ローン、またはファイナンス・リースに基づき行う適格支払いは、源泉税が免除されている。

ALS は、2022年12月31日以降、失効する予定であるが、シンガポールにおける航空機リース業の成長を引き続き奨励する目的で、2027年12月31日まで延長することが公表された。

IV. 個人所得税

1. 個人所得税の税率

居住者の個人所得税は累進課税で、年間 32 万 S ドル超の所得には、最高税率 22%が適用されている。2023 年度（2024 賦課年度）より、以下のとおり、高所得者層（年間所得が 50 万 S ドル超）に対する税率の引き上げが提案された。

- a) 年間所得が 50 万 S ドル超から S\$100 万までの税率は 23%
- b) 年間所得が 100 万 S ドル超の税率は 24%

IRAS：「[Individual Income Tax rates](#)」

2. 非居住調停専門家および非居住仲裁専門家に対する源泉税免除の延長

非居住専門家の個人所得税は、所得総額に対して税率 15%、または経費控除後の所得純額に対して、個人所得税の最高税率 22%(2023 賦課年度まで)のいずれかの方法での源泉税課税を選択できる。

優遇措置として、一定の要件を満たす場合、シンガポール国内で行った調停業務および仲裁業務から生じた所得については、源泉税が免除されている。源泉税免除の適用期間は、2022 年 3 月 31 日で失効する予定であったが、2023 年 3 月 31 日まで延長することが提案された。

2023 年 4 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日の間、所得総額に対して優遇税率 10%、または経費控除後の所得純額に対して、個人所得税の最高税率 24%(2024 賦課年度以降)のいずれかの方法での源泉税課税を選択できることが公表された。

V. Goods and Services Tax (GST)

1. GST 税率

GST 税率は、2007 年 7 月 1 日より 7%が適用されている。医療費、および高齢者介護の支出拡大に対する税込確保のため、以下のとおり、GST 税率の段階的な引き上げが提案された。

- a) 2023 年 1 月 1 日より 7%から 8%に引き上げ
- b) 2024 年 1 月 1 日より 8%から 9%に引き上げ

原則として、2023 年 1 月 1 日より前に、顧客から全額対価の入金がある、もしくは物品の発送または役務の提供が完了している場合、7%の税率を適用可能だが、それ以外の場合、たとえインボイスを 2023 年 1 月 1 日以前に発行していた場合でも、経過措置 (Transitional Rule) に基づいて 8%の税率が適用される可能性がある。

IRAS: [「2023 GST Rate Change : A Guide for GST-registered Businesses」](#)

2. 旅行手配サービスに係る GST ゼロ・レート課税 (免税) の判定基準の変更

シンガポール国内業者が提供する旅行手配サービスの GST 免税判定は、以下のとおりである。

- a) 旅客の国際輸送および当該輸送に係る保険の手配サービスについては、GST 免税
- b) 宿泊施設の手配サービスについては、宿泊施設がシンガポール国内の場合には、GST 課税対象、シンガポール国外の場合には、GST 免税

オンライン旅行予約の普及に伴い、2023年1月1日より、旅行手配サービスの GST 課税判定は、以下のとおり、契約上の顧客およびサービスの直接の受益者の居住地国に基づいて行うことが提案された。

- a) 顧客がシンガポール国内に居住している場合、または、顧客がシンガポール国外に居住しているが、受益者が GST 未登録業者のシンガポール法人、または個人である場合、GST 課税対象。
- b) 顧客がシンガポール国外に居住しており、受益者が、シンガポール国外に居住している場合、または、シンガポールの GST 登録業者である場合、GST 免税対象

詳細は、2022年7月31日までに IRAS より公表される予定である。

IRAS：「[GST Treatment of Travel Products](#)」

VI. 不動産税

居住用不動産に対する不動産税については、2015年1月1日より、所有者が居住している場合には、0%から16%の税率、また、所有者が居住していない場合には、10%から20%の税率が適用されている。

2023年1月と2024年1月より、以下のとおり、段階的に税率を引き上げることが提案された。

- a) 所有者が居住している不動産については、年次価額 (Annual Value) が3万 S ドル超の不動産の税率が引き上げられ、2023年1月1日より5%から23%の税率、2024年1月1日より6%から32%の税率が適用される。
- b) 所有者が居住していない不動産については、2023年1月1日より11%から27%の税率、2024年1月1日より12%から36%の税率が適用される。

IRAS：「[Property Tax Rates](#)」

VII. その他

1. 小規模ビジネス助成金 (Small Business Recovery Grant：以下 SBRG)

2021年に新型コロナによる安全管理措置 (Safe Management Measures) の影響が大きい業種の小規模ビジネスを対象として、助成金が支給される。対象となる事業者は、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- a) シンガポール国内に事業の実態があり、2021年12月31日までに設立された事業者

- b) 年間売上が1億Sドル未満で、2021年12月31日までにYA2021の法人税を申告した、または、2021年12月31日時点の従業員数が200名未満の事業者
- c) 飲食業、小売業、観光業等の2021年11月と12月に支給された雇用支援制度(Jobs Support Scheme)の助成金の対象となった業種

SBRGは申請不要で、対象企業には、1万Sドルを上限として、2021年11月と12月にCPF対象の従業員1人あたり1万Sドルが支給される。IRASは、2022年6~10月の間に対象企業に通知する予定である。

IRAS：「[Small Business Recovery Grant](#)」

2. 雇用促進助成金 (Jobs Growth Incentive：以下JGI)の延長

JGIは、現地従業員の雇用促進を狙いとした制度である。JGIについては、改定前の対象期間が2020年9月~2022年3月までとなっていたが、2022年予算案の発表により、対象期間が6カ月延長され、2022年9月末までとなる。雇用状況が改善していることを鑑み、対象者となる従業員は6カ月以上無職だった40歳以上の方、障害を持った方、ならびに元犯則者に限定される。

JGIは申請手続きは不要で、支給額はCPF拠出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRASへのGIRO登録もしくは、PayNow Corporateの登録が必要となっている。

IRAS：「[Jobs Growth Incentive](#)」

3. 累進給与補助金制度 (Progressive Wage Credit Scheme：以下PWCS)の導入

PWCSは、低所得労働者と対象とした累進賃金の導入に向けた移行の支援を目的として、2022年から2026年におけるシンガポール人およびシンガポール永住権保有者(現地従業員)の昇給の一部を政府が負担するPWCSの導入が発表された。PWCSの概要は以下のとおりである。

- a) 月給2,500Sドル以下の現地従業員については、2022~2026年の5年間における給与引き上げに対して、補助金が支給される。
- b) 月給2,500Sドル超、3,000Sドル以下の現地従業員については、2022~2024年の3年間、補助金が支給される。
- c) 各対象年度の現地従業員1人あたりの平均月給昇給額が100Sドル以上の場合、PWCS支給の対象となる。
- d) 政府は、各対象年度の昇給に対して、2年間補助金を支給する。例えば、2022年の昇給が、2023年も維持された場合には、2022年と2023年の2年間、補助金を支給する。

政府が負担する給与の割合

対象年度	補助金支給時期	Tier 1	Tier 2
		月給 2,500S ドル以下	月給 2,500S ドル超、 3,000S ドル以下
2022	2023 年 Q1	50%	30%
2023	2024 年 Q1	50%	30%
2024	2025 年 Q1	30%	15%
2025	2026 年 Q1	30%	-
2026	2027 年 Q1	15%	-

PWCS は申請手続きは不要で、支給額は CPF 拠出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRAS への GIRO 登録もしくは、PayNow Corporate の登録が必要となっている。

IRAS : 「[Progressive Wage Credit Scheme](#)」

4. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund：以下 CPF）拠出率の上昇および雇用者の負担軽減策

CPF はシンガポール人およびシンガポール永住権保持者の従業員を対象とした制度で、雇用者および従業員は、給与に対して一定の割合で CPF を拠出することになっている。

2019 年に、55～70 歳の CPF 拠出率については、2030 年までに段階的に引き上げられる予定であることが発表され、以下表のとおり、最初の引き上げは 2022 年 1 月 1 日に実施された。

従業員の年齢	CPF 総拠出率（雇用者と従業員の拠出率の合計）			
	2016～2021 年	2022 年 1 月 以降	2023 年 1 月以降 (予算案での提案)	2030 年頃まで
55 歳以下	37.0%	変更なし	変更なし	変更なし
55 歳超～60 歳	26.0%	28.0% ^(注 1)	29.5% ^(注 2)	37.0%
60 歳超～65 歳	16.5%	18.5% ^(注 1)	20.5% ^(注 1)	26.0%
65 歳超～70 歳	12.5%	14.0% ^(注 2)	15.5% ^(注 2)	16.5%
70 歳超	12.5%	変更なし	変更なし	変更なし

(注 1) CPF 拠出率の増加分は、雇用者、従業員共に 1%ずつとなる。

(注 2) CPF 拠出率の増加分は、雇用者 0.5%、従業員 1%となる。

企業の負担を軽減する目的で、2022年1～12月の1年間、一人あたり月給6,000Sドルを上限として、雇用の CPF 拠出率の増加分の50%相当額は、政府が負担する。2023年1～12月の1年間についても、雇用の CPF 拠出率の増加分の50%相当額は、政府が負担することが発表された。

5. 外国人労働者政策

(1) Employment Pass (EP) 保持者と S Pass 保持者の最低給与の引き上げ

EP 保持者

EP 取得に必要な最低給与水準が、以下表のとおり、引き上げられる。改定後の給与は、新規の EP については、2022年9月1日以降の申請から、EP の更新については、1年遅れの2023年9月1日以降の申請から適用されることが提案された。

業種	改定後の最低給与
金融セクターを除くすべての業種	5,000S ドル/月 (40代半ばの申請者の最低給与は、10,500S ドルまで引き上げ)
金融セクター	5,500S ドル/月 (40代半ばの申請者は最低給与は、11,500S ドルまで引き上げ)

MOM : 「[Updates to EP Qualifying Salary](#)」

S Pass 保持者

新規の S Pass 取得に必要な最低給与水準が2022年9月、2023年9月、2025年9月より、以下表のとおり、引き上げられる。なお、S Pass の更新は1年遅れで適用される。(例えば、新規の S Pass 取得者に2022年9月から適用される給与水準は、更新の場合、2023年9月より適用される。)

業種	改定後最低給与		
	2022年9月1日より 適用	2023年9月1日より 適用	2025年9月1日より 適用
金融セクターを除くすべての業種	3,000S ドル/月 (40代半ばの申請者の最低給与は、4,500S ドルまで引き上げ)	3,150 S ドル/月*	3,300 S ドル/月*
金融セクター (今回の予算案で新たに設定された区分)	3,500 S ドル/月 (40代半ばの申請者の最低給与は、5,500S ドルまで引き上げ)	3,650 S ドル/月*	3,800 S ドル/月*

*2023年9月1日および2025年9月1日から適用予定の最低給与は、適用前に発表される。

MOM : 「 [Upcoming Changes to S pass Eligibility](#) 」

(2) 外国人雇用税 (Foreign Worker Levy: FWL) の改定

S Pass

S Pass の Tier 1 の FWL の支払額が 330 S ドルから段階的に引き上げられ、2025 年までに一律 650 S ドルへ統一される。

Tier	Dependency Ratio Ceiling (DRC)	外国人雇用税			
		現行	2022 年 9 月 1 日から適用	2023 年 9 月 1 日から適用	2025 年 9 月 1 日から適用
Tier 1	≤ 10%	330 S ドル	450 S ドル	550 S ドル	650 S ドル
Tier 2	> 10%*	650 S ドル			

*全従業員に対する外国人労働者の雇用上限率は、製造業、建設業、造船業、加工業は、18%、サービス業は 10%

建設業および加工業に従事するワークパーミット(Work Permit, WP)保持者の FWL の改定

2024 年 1 月から Man-Year Entitlement (MYE : ワークパーミットの更新)制度の廃止に伴って、以下表のとおり、FWL の改定が提案された。

建設業

(改定前)

技能レベル	Non-Traditional Source(*1)と中国		マレーシア、北アジア(*2)	オフサイト
	MYE 免除	MYE		
ハイレベル (R1)	650 S ドル	300 S ドル	300 S ドル	300 S ドル
ベーシックレベル (R2)	950 S ドル	700 S ドル	700 S ドル	700 S ドル

(2024 年 1 月 1 日以降)

技能レベル	Non-Traditional Source(*1)	マレーシア、北アジア(*2)、中国	オフサイト
ハイレベル (R1)	<u>500 S ドル</u>	300 S ドル	250 S ドル
ベーシックレベル (R2)	<u>900 S ドル</u>	700 S ドル	370 S ドル

加工業

(改定前)

技能レベル	Non-Traditional Source(*1)と中国		マレーシア、 北アジア(*2)
	MYE 免除	MYE	
ハイレベル (R1)	600 S ドル	300 S ドル	300 S ドル
ベーシックレベル (R2)	750 S ドル	450 S ドル	450 S ドル

(2024年1月1日以降)

技能レベル	Non-Traditional Source(*1)	マレーシア、北アジア(*2)、中国
ハイレベル (R1)	<u>300 S ドル</u>	<u>200 S ドル</u>
ベーシックレベル (R2)	<u>650 S ドル</u>	<u>450 S ドル</u>

*1 対象国は、バングラデシュ、インド、ミャンマー、フィリピン、スリランカ、タイ

*2 対象国・地域は、香港、マカオ、韓国、台湾

全従業員に対する S パス保持者およびワークパーミット保持者の割合の引き下げ後、企業の業務に支障が出ないようにするため、就労許可更新期限までは S パス保持者およびワークパーミット保持者を継続して雇用できる。

MOM : 「[Supporting transformation in the process and construction sectors](#)」

6. IRAS による企業関連情報の開示

納税者に関する情報の守秘義務は、所得税法および GST 法の第 6 条で規定されている。納税者が同意した場合には、IRAS は、法律または公的制度の運営において公務を遂行する目的で、所得税法に基づき収集した情報を、公務員（または、政府または関係省庁に委託された公的機関以外の権限を有するもの）に対して開示することが認められている。納税者の同意がない場合には、IRAS は統計局等の特定の公的機関に対してのみ、納税者に関する情報の開示が認められている。

データに基づいた政策の立案、運営、統合サービスの提供を促進するため、上述の現行ルールに加えて、公務遂行を目的する場合には、納税者の同意なしで、企業に関する特定の識別可能な情報を公務員（または、政府または法定機関に委託された公的機関以外の権限を有する者）に開示を認めることが提案された。

公的機関内で識別可能な企業関連情報が共有される際には、情報の有益性は維持しつつ、納税者の機密性を保持するため、詳細な情報は開示されない。例えば、特定リストでは、具体的な売上額ではなく、企業が属する売上額の区分を開示し、当該情報は、政府または関係省庁に委託された場合でも、公的機関以外の者には開示されない。